

令和5年度補正 及び 令和6年度

「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」応募要領 改訂対比表
 応募要領の内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

(下線部改定箇所)

ページ 項目	改 訂 前	改 訂 後
15 4-2-1	設置場所におけるV2H充放電設備の設置は、以下の <u>3</u> つのパターンに分かれます。	設置場所におけるV2H充放電設備の設置は、以下の <u>4</u> つのパターンに分かれます。
18 4-4	ア. 基礎・据付工事 【A1】 ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (コンクリート基礎、簡易ブロック基礎、金属架台、アンカー固定工事)	ア. 基礎・据付工事 【A1】 ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (コンクリート基礎、簡易ブロック基礎、金属架台、アンカー固定工事、 <u>ビス等で固定</u>)
26 4-8	No.1 基礎工事 ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (アンカー固定、簡易ブロック2列、簡易ブロックフラットタイプ、コンクリート基礎現場打ち)	No.1 基礎工事 ●基礎工事にかかる材料費、労務費 (アンカー固定、簡易ブロック2列、簡易ブロックフラットタイプ、コンクリート基礎現場打ち、 <u>ビス等で固定</u>)
116 参考. 2 実施細則	3 V2H 充放電設備設置工事費については、交付規程別表2に定めた額を補助金交付上限額とする。設置場所区分が <u>個人宅</u> の場合は、別表2に定める設置工事の項目 <u>において、申請者が申告する項目ごとの補助上限額を合算した額、申請者が申告した補助対象経費をセンターが審査し認められた額及び</u> 補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。 また、設置場所区分が <u>個人宅以外</u> の場合は、別表2に定める設置工	3 V2H充放電設備設置工事費については、交付規程別表2に定めた額を補助金交付上限額とする。設置場所区分が <u>公共施設／災害拠点</u> の場合は、別表2に定める設置工事の項目 <u>ごと補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査し認められた額のいずれか低い方を合算した額と</u> 補助金交付上限額のいずれか低い方の額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。 また、設置場所区分が <u>公共施設／災害拠点以外</u> の場合は、別表2に定

ページ 項目	改 訂 前	改 訂 後
	<p>事の項目 <u>ごと補助上限額と申請者が申告する補助対象経費についてセンターが審査し認めた額のいずれか低い方を合算した額</u>と補助金交付上限額のいずれか低い方の額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。</p>	<p>める設置工事の項目 <u>において、申請者が申告する項目ごとの補助上限額を合算した額、申請者が申告した補助対象経費をセンターが審査し認めた額及び</u>補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。</p>